

庁議(局・区経営会議) 案件申込書

申込日 平成30年 1月 24日

案件名	「都市計画公園・緑地見直しの方針」について											
所管	都市建設	局	まちづくり計画	部	都市計画	課	担当者		内線			
	環境経済	局	環境共生	部	公園	課	担当者		内線			
概要	都市計画決定後20年以上経過した、長期未着手・未整備の都市計画公園・緑地について、その必要性を改めて検証し、本市の「都市計画公園・緑地見直しの方針」を定めるもの											
審議内容(論点)	「都市計画公園・緑地見直しの方針」(素案)について 今後のスケジュールについて											
実施計画の位置付け	なし	施策番号及び実施計画事業名										
審議(希望)日	関係課長会議	平成30年	1月	9日	政策調整会議			年	月	日		
	局・区経営会議	平成30年	1月	29日	政策会議			年	月	日		
日程等調整事項	条例等の調整	なし	議会上程時期				報道への情報提供			資料提供		
	パブリックコメント	あり	時期	H30.3~H30.4		議会への情報提供		部会	H30.3			
	審議会等、協議会等の設置	なし	個人情報の目的外利用等			なし						
検討経過等	関係部局との調整	関係部局名等			調整項目			調整状況				
		水みどり環境課、津久井地域環境課			素案の内容等			調整済				
		資産税課			課税に係る決定区域の減価補正			調整済				
	打合せ・会議の経過											
		月日	会議名等			内容						
		H29.4.26	都市計画公園・緑地見直しに係る調整について(担当者会議)			・素案の内容について ・今後の進め方について						
		H29.6.13	都市計画公園・緑地見直しに係る調整について(課長会議)			・素案の内容について ・公園・緑地の取扱いについて ・今後の進め方について						
	H29.11.14	都市計画公園・緑地見直しに係る調整について(担当者会議)			・素案の内容について ・今後の進め方について							
	H29.12.15	都市計画公園・緑地見直しに係る調整について(担当者会議)			・素案の内容について ・今後の進め方について							
	H30.1.9	関係課長会議			・素案の内容について ・今後の進め方について							
	H30.1.15	事務事業調整会議			・素案の内容について ・今後の進め方について							
備考												
関係課長会議の結果等	原案を 上部庁議へ付議する。(局経営会議)											
関係課長会議の出席課・機関等	総務法制課	企画政策課	財務課	管財課	資産税課	水みどり環境課	津久井地域環境課	道路計画課	緑地役所区政策課	城山まちづくりセンター	南区役所区政策課	環境経済総務室
これまでの庁議での主な意見	<p>【関係課長会議】</p> <p>存続と評価された公園については、今後の少子高齢化などを踏まえた評価なのか、現在行っている都市計画マスタープラン等の改定との関係で問題は生じないのか。</p> <p>今回は20年以上長期未着手となっている公園・緑地を対象に方針を策定し、都市計画の変更を行っていくものである。次回の見直しにおいては、改定後の総合計画や都市計画マスタープラン等を踏まえ、様々な視点により検討の必要性も出てくる。</p> <p>各ステップの評価は誰が何をもとに行っているのか。</p> <p>今回の見直しの機会を捉え、長期間整備が行われていない公園・緑地については、より積極的に「廃止」や「一部廃止」などの踏み込んだ見直しを検討した方がよいのではないか。墓地となっている区域の一部廃止などは当たり前すぎるのではないかと。</p> <p>これまでの都市計画は一度決定したものを見直すことは困難であったが、近年の社会的背景により、明らかに今後整備が難しいと思われるものに対し、国や県において見直しの考え方が示されたことから取組みを進めている。指摘のような事例は次の見直しの機会となる。</p> <p>城山中央公園は廃止でもよいのではないかと。</p> <p>これまで公園として整備することを前提に用地を購入し、現時点で概ねの用地を取得していることから存続とした。ただし、必要性の検証において、公園種別を変更することで求められる機能を維持できることが判明し、当初の計画における施設が既に隣地に機能代替されていたり、アクセス道路等の整備が困難であることから、現況の土地利用をいかに公園種別及び区域の変更について検討していく。</p> <p>【事務事業調整会議】</p> <p>今回の見直しで「一部廃止」や「存続」ではあるが公園種別や区域変更を検討する公園・緑地については、既に市民が利用できるようになっているか。</p> <p>城山中央公園は、現在、全区域が未供用となっているが、その他については既に公園・緑地として供用されている。今回の見直しでは、公園・緑地の一部未供用となっている区域について「一部廃止」するものであり、現在の利用形態が変わるものではない。</p> <p>都市緑地と特別緑地保全地区が重複している箇所は、土地所有者が市に対して土地の買入を申出なければ用地取得ができず、公有地化が進まないといった背景があることを伝えるべきではないかと。</p> <p>見直しの対象はあくまで都市緑地であり、評価については施設の所管課が判断している。</p>											

事案の具体的な内容

(1) 事案の概要

【目的】

平成27年3月に神奈川県が「都市計画公園・緑地見直しのガイドライン」を策定したことから、県のガイドラインに準拠し、都市計画決定後20年以上経過した、長期未着手・未整備の都市計画公園・緑地について、その必要性を改めて検証し、本市の「都市計画公園・緑地見直しの方針」を定めるもの。

【内容（構成）（案）】

都市計画公園・緑地見直しの方針

第 章 見直しの背景と必要性

- 1 見直しの背景
- 2 都市計画公園・緑地とは
- 3 本方針の位置付け

第 章 現状と課題

- 1 本市の現状
- 2 長期未着手となっている都市計画公園・緑地の原因と課題

第 章 見直しの進め方

- 1 見直しの基本的な考え方
- 2 見直しの手順

第 章 見直しの検証結果

- 「ステップ1」見直し対象（区域）の選定
- 「ステップ2」必要性の検証
- 「ステップ3」実現性の検証
- 「ステップ4」代替性の検証
- 「ステップ5」存続の検証

見直しの検討案

見直し対象の公園・緑地（11箇所）と検証結果

5・6・1	相模原麻溝公園	存続	
5・5・3	城山中央公園	存続	公園種別と区域の変更を検討
7・4・1	道保川公園	存続	
8・4・2	勝坂遺跡公園	存続	
2・2・17	松が枝公園	一部廃止	
2・2・33	林間第4公園	一部廃止	
2・2・43	山王公園	存続	
2・2・83	上溝川辺公園	存続	
1	相模緑道緑地	一部廃止	
2	横山丘陵緑地	存続	
4	道保川緑地	存続	

第 章 今後の進め方

- 1 今後のスケジュールと進め方について
- 2 今後の都市計画公園・緑地見直しについて

参考資料

(2) スケジュール（案）

平成29年度

- 平成30年1月～ 庁議
- 平成30年2月 都市計画審議会（2/19）
- 平成30年3月 3月議会建設部会（3/8）
- 平成30年3月～4月 パブリックコメントの実施（3/15～4/13）

平成30年度

- 平成30年5月 都市計画公園・緑地見直しの方針の策定 公表
- 平成30年6月以降 都市計画の変更手続き

都市建設局経営会議 議事録

開催日 平成30年1月29日

出席者 湯山副市長、都市建設局長、まちづくり計画部長、広域交流拠点推進部長、まちづくり事業部長、道路部長、下水道部長、環境共生部長、水みどり環境課長、津久井地域環境課長、公園課長、都市建設総務室長、都市計画課長

1 「都市計画公園・緑地見直しの方針」について

(説明者：まちづくり計画部長)

(1) 主な意見等

市内に所在する県立公園の見直しはどのように行うのか。

神奈川県が見直しを行うが、見直しの内容やスケジュールの情報共有を行いたい。

長期間整備が行われていない公園・緑地については、より積極的に「廃止」などの見直しを検討すべきでは。

今回は、神奈川県都市計画公園・緑地見直しのガイドラインに準拠し、初めての都市計画公園・緑地の見直しということで、明確に必要性が低い一部の公園などについて見直しを行った。次回以降は、より踏み込んだ検証を行う必要があると考えている。

都市計画緑地と特別緑地保全地区が重複している箇所があるが、今回の見直し対象は。

都市計画緑地のみ。

都市計画マスタープランなどの改定時に見直しを行うとあるが、概ねどのくらいの期間を目安に見直しを行うのか。

今回は県下統一のスケジュールにて見直しを行ったが、今後、県が主体的に見直しを行う時期は未定である。本市としての次回以降の見直しは、概ね10年後と考えており、その内容を方針に反映する。

(2) 結果

原案を一部修正し承認する。

以上